

釜石市福祉人材確保型定住奨励金交付要綱

(目的)

第 1 条 市外に居住する医療及び福祉に携わる人材に市内への移住を促進し、もって定住の推進及び人口減少の抑制並びに人材の確保に資するため、市内に住宅を賃借して移住し、市内の医療及び福祉関係の事業所に就業する者に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則(昭和 50 年釜石市規則第 44 号。以下「規則」という。)、釜石市補助金交付要領(平成 19 年釜石市告示第 79 号。以下「要領」という。)及びこの要綱により釜石市福祉人材確保型定住奨励金(以下「奨励金」という。)を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 平成 31 年 3 月 14 日以後に、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定に基づく転入の届け出をした者をいう。
- (2) 賃借住宅 自らが居住するために市内に賃借した住宅をいう。ただし、社宅等の事業主から賃借した住宅、公営住宅及び市が民間から借り上げた住宅を除く。

(奨励金の交付要件)

第 3 条 奨励金の交付を受けることができる移住者は、転勤等による一時的な移住ではなく、生活の本拠を市内に移し、かつ、市内に定住する意思がある者であって、次の各号に掲げる全ての要件を具備するものとする。

- (1) 平成 31 年 3 月 14 日以降に大槌町以外の市外から転入し、賃借住宅の賃貸借契約を締結していること。
- (2) 3 年以上市内に居住し、就業する意思があること。
- (3) 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士又は幼稚園教諭の資格を有していること。
- (4) 申請時、市内の医療及び福祉関係の事業所(以下「事業所等」という。)において、市が指定する資格に基づき、就業していること。
- (5) 国家公務員又は地方公務員ではないこと。
- (6) 住宅の取得又は賃借について、釜石市が実施する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。

(対象とする事業所等)

第 4 条 前条第 4 号に規定する事業所等は、市内に所在する次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、地方公共団体及び独立行政法人が運営する事業所等を除くものとする。

- (1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所
- (2) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、同法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム又は同法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター
- (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設、同条第 1

項に規定する居宅サービス事業を行う事業所、同条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所、同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業を行う事業所、同法第 115 条の 12 第 1 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所、同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する介護予防、日常生活支援総合事業第一号事業を行う事業所

(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、同法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所、同条第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所、同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所及び同法第 40 条に規定する児童厚生施設

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 に規定する障害児通所支援事業を行う事業所

(奨励金の額)

第 5 条 奨励金の額は、48 万円とする。ただし、当該年度において、第 3 条に定める交付要件を満たす期間が 6 月未満である場合の奨励金の額は、24 万円とする。

2 この要綱の規定に基づき同一人に対し交付する奨励金の上限額は、前項の規定に関わらず、96 万円とする。

(交付対象期間)

第 6 条 奨励金を交付する期間は、奨励金交付の初年度から起算して 3 年間を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第 7 条 奨励金の交付を受けようとする移住者は、要領第 3 条第 1 項第 1 号に規定する補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 釜石市福祉人材確保型定住奨励金に係る承諾・誓約書(様式第 1 号)
- (2) 住民票の写し
- (3) 賃借住宅にかかる賃貸借契約書の写し
- (4) 第 3 条第 3 号に規定する資格を有していることが確認できるもの
- (5) 事業所等に勤務していることを証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 規則第 4 条に規定する市長が定める期日は、毎年度 3 月 31 日とする。

(奨励金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、内容を十分に審査し交付を決定したときは、移住者に対して、要領第 7 条に規定する補助金交付決定通知書により速やかに通知するものとする。

(奨励金の返還)

第 9 条 市長は、規則第 16 条の規定により奨励金の交付を取り消した場合は、奨励金の交付を受けた移住者に対し、釜石市福祉人材確保型定住奨励金返還命令書(様式第 2 号)により、奨励金の返還を命ずることができる。

(補則)

第 10 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(釜石市告示第53号の19)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(釜石市告示第64号の4)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

釜石市福祉人材確保型定住奨励金に係る承諾・誓約書

私は、釜石市に生活の本拠を移して定住し、指定の資格に基づいて就業する意思があります。

つきましては、釜石市定住奨励金を申請するに当たり、釜石市が、申請にかかる書類等を審査する際に必要となる事項を調査することを承諾します。

また、釜石市補助金交付規則(昭和 50 年釜石市規則第 44 号)第 15 条に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受けたときは、交付を受けた補助金を速やかに返還することを誓約します。

年 月 日

住所 釜石市
氏名

釜石市長 宛

氏名 様

釜石市長 印

釜石市福祉人材確保型定住奨励金返還命令書

年 月 日付けで交付を決定した釜石市福祉人材確保型定住奨励金について、釜石市福祉人材確保型定住奨励金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり奨励金の返還を命じます。

記

- 返還決定金額 円
(奨励金交付済額) 円
- 返還理由
- 返還期日 年 月 日